

(3)パンフレットの多言語化の状況

平成19年度に、英語、中国語、韓国語の3ヶ国語により、西大台利用調整地区の制度等に関する普及啓発リーフレット(A4版、3つ折り)を作成し、配布した。

Q & A for knowing more about NISHIODAI

Q. Is entrance to NISHIODAI prohibited?
A. No, entrance is not prohibited. You are able to use the park as long as you submit an application in advance. Moreover, NISHIODAI District includes HIGASHITAKE, MASAKAGIHARA, DAIGAHARA are not included in the Use and Coordination District. Please abide by the current rules in these places.

Q. When is the Use and Coordination period?
A. ODAIGAHARA (excepting opening period) is closed late April to late November every year. (From September 1st to November 30th, 2007).

Q. Are any fees required?
A. 1,000-yen per person commission payment is required for application.

Q. If I decide not to go, is it possible to get my payment refunded?
A. No. Except for bad weather condition that prevents entering, it is not possible to refund the payment.

Q. Where can I apply? Must I apply to the Ministry of the Environment? When do you start accepting applications?
A. Please apply at the YOSHINO-KITAYAMA Forest Cooperative Office, which is the Authorized Organization mentioned above. Please apply by mail or apply at Application Desk. Applications are accepted 3 months prior to the desired date.

Q. Is it possible to apply on the date of entering? Is it possible to apply at ODAIGAHARA?
A. No. You can't apply on the date of entering. Please prepare the application 2 weeks in advance. Moreover, the application procedure cannot be done at ODAIGAHARA. Please apply at YOSHINO-KITAYAMA Forest Cooperative Office.

Q. What if I enter without making an application in advance?
A. People who violate the Natural Parks Law may be sentenced to as long as 6 months of penal servitude or may be charged a fine of a maximum of 500,000 yen. Since this adjustment is for the purpose of protecting NISHIODAI's environment and for the sustainable usage of the area in the long run, please make an application before entering.

了解西大台的Q & A

Q. 西大台是禁止入内的吗?
A. 并非禁止入内, 只要事前办理手续即可利用。此外, 自出之森、正木之原、大和正等西大台地区不属于利用调整地区, 请与往常一样在现有规定的基础上进行利用。

Q. 利用调整期间为何时?
A. 大台之原每逢并定期闭园为每年4月下旬至11月下旬。(2007年为9月1日~11月30日)

Q. 需要费用吗?
A. 申请时需要每人1,000日圆的手续费。

Q. 不方便的时候能否有能退还的手续费退回来呢?
A. 不可以。但当天不好不能入内的情况, 已经汇出的手续费也是无法退回的。

Q. 有什么地方办理申请? 是环境省吗? 什么时候开始接受申请?
A. 在环境省指定的「吉野北山森林组合」(即「指定认定机关」)办理申请, 请用邮寄方式或在窗口办理手续。申请时间为利用前3个月的申请期。

Q. 当天能否可以办理申请? 在大台之原也可以办理吗?
A. 当天不能申请, 请在两周前完成申请。另外, 大台之原不能办理申请手续, 请在吉野北山森林组合办理申请手续。

Q. 无规定入场是违法吗?
A. 属于违反自然公园法的行为, 最多到6个月有期徒刑或50万日圆以内的罚款。因此此次调整是为了保护西大台地区的自然环境和促进其永久使用, 所以请一定先办理手续后入场。

니시오오다이 이용조정지구 안내

Q. 니시오오다이에 입장할 수 있습니까?
A. 예, 사전에 신청을 하면 됩니다. 또한, 니시오오다이 지역에는 히가시타케, 마사카와하라, 다이카와하라 등 다른 지역도 포함되어 있습니다. 이 지역에서는 현재의 규정을 따릅니다.

Q. 이용조정기간은 언제입니까?
A. 오다이가하라(개장기간 제외)는 매년 4월 말부터 11월 말까지입니다. (2007년은 9월 1일부터 11월 30일까지)

Q. 입장료가 있습니까?
A. 신청서당 1인당 수수료로 1,000원이 필요합니다.

Q. 당일 신청서 못 가져와서, 입원시간 수수료는 돌려받을 수 있습니까?
A. 아니요, 불가능합니다. 날씨나 안전 등 신청을 취소할 경우를 포함하여, 취소 수수료는 환불되지 않습니다.

Q. 신청서 대신에 현금 출금카드 사용이 가능한가요?
A. 현금영수증 발행(오다이가하라 산림조합) (「자연환경기초법」 제42조 제2항)에서 신청을 할 수 있습니다. 유선결제, 현금영수증 발행 등 신청서는 신청할 수 없습니다.

Q. 현금 영수증 발행이 어떤 식으로 이루어지는 것입니까?
A. 자연환경기초법 제42조 제2항에 따라, 신청서와 함께, 니시오오다이 산림조합에서 현금 영수증을 발행합니다. 신청서와 현금영수증은 신청할 때 제출합니다.

Q. 현금 영수증 발행이 어떤 식으로 이루어지는 것입니까?
A. 자연환경기초법 제42조 제2항에 따라, 신청서와 함께, 니시오오다이 산림조합에서 현금 영수증을 발행합니다. 신청서와 현금영수증은 신청할 때 제출합니다.

Access Map

To ODAIGAHARA

- By train or by bus: change at YAMAGUCHI by MARUICHI Bus
- By car: From NISHIODAI 1.0 on NISHIO EXPRESS approximately 15 min. From MAI 1.0 on NISHIO EXPRESS approximately 15 min. From ODAIGAHARA (Highway) approximately 15 min. From Shingyo-cho, Miyamae Pref. approximately 120 min. From Odaigahara, Miy. Pref. approximately 15 min.

Information desk
Authorized organization YOSHINO-KITAYAMA Forest Cooperative Office
TEL: 07463-2-2022 URL: http://www.yoshinokitayama.jp

交通指示图

前往大台之原

- 铁路、汽车: 在尾道站和上野站换乘 山阳电铁巴士
- 汽车: 从尾道市街 约15分钟车程 尾道山崎线 尾道山崎巴士站 尾道山崎巴士站 尾道山崎巴士站
- 自驾车: 从尾道市街 约15分钟车程 尾道山崎线 尾道山崎巴士站 尾道山崎巴士站 尾道山崎巴士站

问讯处

申请窗口
指定认定机关 吉野北山森林组合
〒634-3111 奈良县吉野郡吉野町大字北山崎(山崎町)
TEL: 07463-2-2022 URL: http://www.yoshinokitayama.jp
平日(9月1日~4月30日): 9:00~17:00 休园期(5月1日~8月31日): 9:00~17:00

其他咨询方式
环境省吉野北山森林保护办公室
〒634-3111 奈良县吉野郡吉野町大字北山崎中央邮局
TEL: 07463-2-2022 URL: http://kinki.env.go.jp/
环境省近畿地区环境办公室
〒634-4401 奈良县近畿地区本部第1-3-1 国会议事楼
TEL: 06-4792-0700 URL: http://kinki.env.go.jp/

西大台 利用调整地区 指南

这里 有独特的自然环境 因此 也有其独特的规则

环境省 近畿地区环境办公室

英語版

中国語版

니시오오다이 이해하기 Q & A

Q. 니시오오다이에 입장할 수 있습니까?
A. 예, 사전에 신청을 하면 됩니다. 또한, 니시오오다이 지역에는 히가시타케, 마사카와하라, 다이카와하라 등 다른 지역도 포함되어 있습니다. 이 지역에서는 현재의 규정을 따릅니다.

Q. 이용조정기간은 언제입니까?
A. 오다이가하라(개장기간 제외)는 매년 4월 말부터 11월 말까지입니다. (2007년은 9월 1일부터 11월 30일까지)

Q. 입장료가 있습니까?
A. 신청서당 1인당 수수료로 1,000원이 필요합니다.

Q. 당일 신청서 못 가져와서, 입원시간 수수료는 돌려받을 수 있습니까?
A. 아니요, 불가능합니다. 날씨나 안전 등 신청을 취소할 경우를 포함하여, 취소 수수료는 환불되지 않습니다.

Q. 신청서 대신에 현금 출금카드 사용이 가능한가요?
A. 현금영수증 발행(오다이가하라 산림조합) (「자연환경기초법」 제42조 제2항)에서 신청을 할 수 있습니다. 유선결제, 현금영수증 발행 등 신청서는 신청할 수 없습니다.

Q. 현금 영수증 발행이 어떤 식으로 이루어지는 것입니까?
A. 자연환경기초법 제42조 제2항에 따라, 신청서와 함께, 니시오오다이 산림조합에서 현금 영수증을 발행합니다. 신청서와 현금영수증은 신청할 때 제출합니다.

Q. 현금 영수증 발행이 어떤 식으로 이루어지는 것입니까?
A. 자연환경기초법 제42조 제2항에 따라, 신청서와 함께, 니시오오다이 산림조합에서 현금 영수증을 발행합니다. 신청서와 현금영수증은 신청할 때 제출합니다.

西大台 利用调整地区 指南

这里 有独特的自然环境 因此 也有其独特的规则

环境省 近畿地区环境办公室

니시오오다이 이용조정지구 안내

Q. 니시오오다이에 입장할 수 있습니까?
A. 예, 사전에 신청을 하면 됩니다. 또한, 니시오오다이 지역에는 히가시타케, 마사카와하라, 다이카와하라 등 다른 지역도 포함되어 있습니다. 이 지역에서는 현재의 규정을 따릅니다.

Q. 이용조정기간은 언제입니까?
A. 오다이가하라(개장기간 제외)는 매년 4월 말부터 11월 말까지입니다. (2007년은 9월 1일부터 11월 30일까지)

Q. 입장료가 있습니까?
A. 신청서당 1인당 수수료로 1,000원이 필요합니다.

Q. 당일 신청서 못 가져와서, 입원시간 수수료는 돌려받을 수 있습니까?
A. 아니요, 불가능합니다. 날씨나 안전 등 신청을 취소할 경우를 포함하여, 취소 수수료는 환불되지 않습니다.

Q. 신청서 대신에 현금 출금카드 사용이 가능한가요?
A. 현금영수증 발행(오다이가하라 산림조합) (「자연환경기초법」 제42조 제2항)에서 신청을 할 수 있습니다. 유선결제, 현금영수증 발행 등 신청서는 신청할 수 없습니다.

Q. 현금 영수증 발행이 어떤 식으로 이루어지는 것입니까?
A. 자연환경기초법 제42조 제2항에 따라, 신청서와 함께, 니시오오다이 산림조합에서 현금 영수증을 발행합니다. 신청서와 현금영수증은 신청할 때 제출합니다.

Q. 현금 영수증 발행이 어떤 식으로 이루어지는 것입니까?
A. 자연환경기초법 제42조 제2항에 따라, 신청서와 함께, 니시오오다이 산림조합에서 현금 영수증을 발행합니다. 신청서와 현금영수증은 신청할 때 제출합니다.

韓国語版

東大台における携帯トイレブース等の設置に関する検討について

1. 大台ヶ原におけるトイレ整備の現状

大台ヶ原周辺では、山上駐車場において、下図の2ヶ所のトイレが整備されている。
また、西大台では、開拓跡に仮設の携帯トイレブース（2室）が毎年設置されている。

表 1 大台ヶ原駐車場のトイレの概要

ト	平成 6 年 3 月 築
イ	男子トイレ 和 1 小 2
レ	女子トイレ 和 3
1	
ト	平成 13 年 11 月 築
イ	男子トイレ 和 2 洋 1 小 7
レ	女子トイレ 和 6 洋 1
2	多目的トイレ 洋 1



西大台の携帯トイレブース

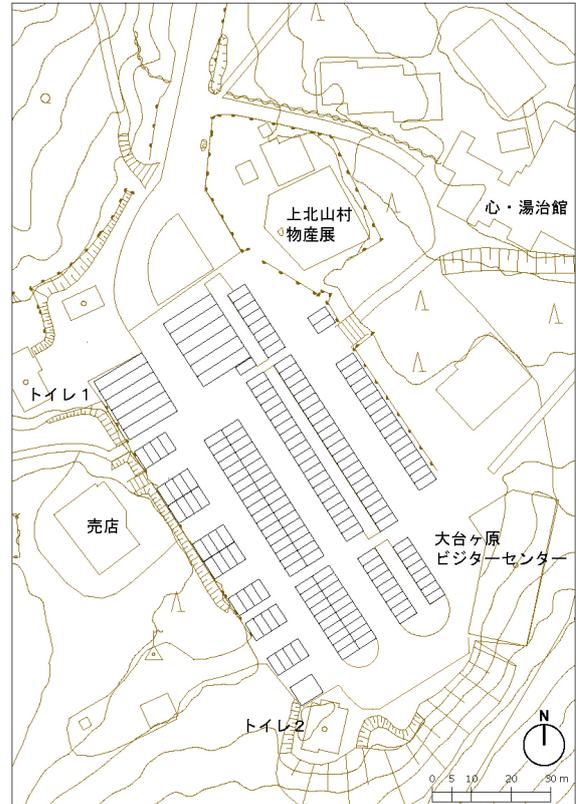


図 1 大台ヶ原駐車場周辺

2. 東大台におけるトイレ整備に対する要望

前回の協議会において、東大台に関して、1周4時間程度の行程となるため、尾鷲辻において簡易トイレ（携帯トイレブース）を設置してはどうかとの意見が出された。

また、本年度、大台ヶ原の利用者に対するアンケートを実施し（回答数 114）、「大台ヶ原の魅力向上のために必要なサービス」について質問したところ、「トイレの整備」（28.1%）を求める人が最も多かった。

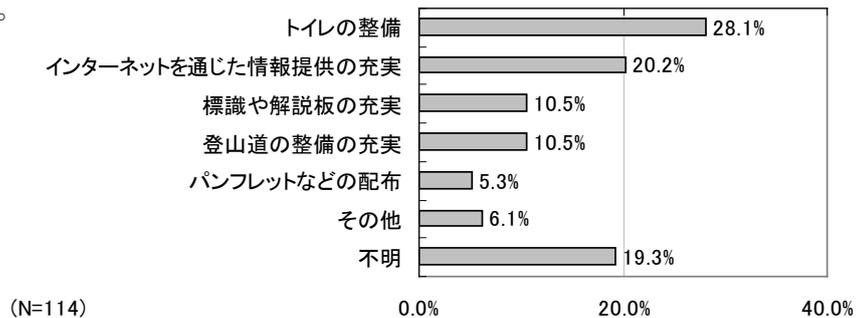


図 2 大台ヶ原の魅力向上のために必要なサービス

また、同アンケートで、「大台ヶ原の利用に関する改善点や課題」に関する自由記述を求めたところ、トイレの整備に関して以下のような意見が出された。

表2 大台ヶ原の利用に関する改善点や課題（自由記述のうちトイレに関する意見）

1周4時間程度かかるので有料でいいからトイレを設置してほしい。
せめて1箇所でもいいのでトイレを設置してほしい。
トイレがもっとあればいいと思った。
トイレが登山道の途中にあれはうれしい。
トイレは必須だと思う。特に女性には。
所要時間から考えてもトイレがないことが不便だと思う。
設置場所の検討が難しいが、駐車場以外にトイレを設置してほしい。
駐車場にあるトイレを洋式にしてほしい。
登山道途中にトイレを設置してほしい。
特に女性は、寒いとどうしてもトイレに困る。

3. トイレの規模に関する検討

東大台の利用者数に基づいて、以下のような試算を行った結果、尾鷲辻にトイレを設置すると仮定した場合、必要なトイレの規模は、2穴、6.6㎡程度と考えられる。

<トイレの規模に関する試算>

○尾鷲辻の年間利用者数

- ・東大台年間入山カウント数（H17～21平均）＝52,533
- ・東大台年間入山者数＝東大台入山カウント数×100/75
＝70,044

※H21の目視調査よりカウンターの記録率を75%と仮定した。

- ・尾鷲辻年間利用者数＝東大台入山者数×80/100
＝56,035

※H25の大台ヶ原の利用ルートに関するアンケート調査の結果より、尾鷲辻の利用率を80%と仮定した。

○尾鷲辻の最大日利用者数

- ・最大日利用者数＝年間利用者数×季節型最大日率
＝56,035×1/60
＝934

※季節型最大日率は、3季型（春・夏・秋）とし、環境省自然公園等施設技術指針（H25.7）のデータより、1/60と仮定した。

○最大時利用者数

$$\begin{aligned} \cdot \text{最大時利用者数} &= \text{回転率} \times \text{最大日利用者数} \\ &= 1/7 \times 934 \\ &= 133 \end{aligned}$$

※回転率は、尾鷲辻の平均滞在時間を 20 分と仮定し、環境省自然公園等施設技術指針 (H25.7) に従い、回転率を 1/7 とした。

○トイレの規模

$$\begin{aligned} \cdot \text{穴数} &= \text{最大時利用者数} \times \text{便所利用率 (1.25\%)} \\ &= 133 \times 1.25/100 \\ &= 1.7 \\ \cdot \text{施設規模} &= \text{穴数} \times 3.3 \text{ m}^2 \\ &= 2 \text{ 穴} \times 3.3 \\ &= 6.6 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

4、東大台におけるトイレ対策の方向性

東大台は、吉野熊野国立公園の中でも核心的な自然環境を有する地域であり、自然環境や景観に影響を与えるおそれのある施設の整備は避けるべきである。

その上で、東大台におけるトイレの問題を解消するため、関係機関の連携・役割分担のもと適切な管理・運営ができることを前提に携帯トイレの活用および仮設的な携帯トイレブースの設置に向けて検討してはどうか。

また、設置場所としては、下図の尾鷲辻を候補としてはどうか。



図3 尾鷲辻周辺の状況

4. 携帯トイレの導入に関する留意点

- ・携帯トイレについては、一部の地域では積極的に普及が進められ、成果をあげている。一方、ほとんど使われなかったり、使用済み携帯トイレを登山道周辺に捨てられるといった新たな問題を生むおそれもある。
- ・携帯トイレの導入・普及を進めるためには、広く登山者の理解が得られるとともに、利用者が携帯トイレを入手しやすく、使いやすく、捨てやすいという条件を満たす必要がある。東大台の場合、日帰り登山が主で、使用済みトイレをその日のうちに処分できることや、駐車場での回収が比較的容易であることから、携帯トイレの導入は有効と考えられる。
- ・携帯トイレの導入に当たっては、携帯トイレの配布・回収、携帯トイレブースの清掃管理などの維持管理が必要であり、そのためには、地域の関係団体、自治体等が一体となった維持管理の体制づくりが必須。

利尻山登山

**携帯トイレ
利用ガイド**

山はストレスを溜めています。
健康な山にするための
お願いがあります。

山の弱さを
知っていますか？

近年の登山ブームで、大雪山、十勝連峰、利尻山などの人気の山に大勢の登山者が押し寄せ、登山者の尿が大きな環境問題になっています。その問題は他の多くの山にも広がり、トイレのない登山口や野営地は汚物とティッシュが散乱しています。そのため、細菌が繁殖して水場の飲料水が飲めなくなったり、土壌汚染が進んで、動物・植物への影響が心配されています。誰の責任でもありませんが、みんなの責任でもあります。行政でもバイオトイレや携帯トイレを使うアースを設けたり、対策を進めています。一気に全コースに設置できるわけではありません。長時間かかる日帰り登山や山中泊する登山では後ろめたい気持ちで避難小屋前や登山道から外れてするより**携帯トイレ**を使いましょう。

利尻山登山道等維持管理連絡協議会
(利尻町・利尻富士町)

登山の前に 1

携帯トイレを購入しておきます。

【販売箇所】

- 利尻富士町／各宿泊施設、各物産店、各商店、コンビニエンスストア、観光案内所、キャンプ場(北麓野営場、ゆ〜に)
- 利尻町／各宿泊施設、観光案内所、キャンプ場(森林公園)

【携帯トイレ】
(携帯トイレケース1個・携帯トイレ1個)
1セット 400円(税込)

登山の前に 2

携帯トイレブースの場所を確認しておきます。

利尻山には携帯トイレブースが5箇所設置されています。

- 盤治コース (6・8・9合目)
- 峯形コース (6・7合目)

【回収ボックス設置箇所】

- 北麓野営場 (盤治登山コース3合目)
- 見返台園地 (峯形登山コース5合目)

●必ず守ってください。【利尻ルール その1】
携帯トイレを持って入山してください。

阪神大震災のトイレパニックを実態調査し、それを教訓として開発された製品です。高速吸収樹脂シートで水分を凝固し、防臭・防疫効果にすぐれ、使用中の気になる音や臭いを吸収する効果もあります。現在、防災用として、またアウトドアレジャーなど、自然環境を守るための一環として使われています。

下山したら

使用済みの携帯トイレは、回収ボックスに捨ててください。

【回収ボックス設置箇所】

- 北麓野営場 (盤治登山コース3合目)
- 見返台園地 (峯形登山コース5合目)

携帯トイレの使い方 4

使用済携帯トイレケースに入れて終了です。
※回収ボックスまで必ず持ち帰ってください。

携帯トイレの使い方 1

登山口でトイレを済ませてから出発しましょう。

便袋を広げ、ミシン目から切り取ります。

携帯トイレの使い方 2

携帯トイレブースの便座に袋を掛けます。
※野外で使う場合は、便袋を広げて縁を折り返し、容器状にします。

携帯トイレの使い方 3

用がすんだら写真のように(1)で切り取った便袋の葉で縛ります。

携帯トイレ利用ガイド (利尻山)

参考 携帯トイレの実施事例

(1) 早池峰山（岩手県・早池峰国定公園）

- ・早池峰山では、平成元年頃から登山者数の増加による山頂トイレの整備が課題となっており、岩手県はバイオトイレ整備の検討を行ったが、地元自然保護団体等による反対意見もあり、整備には至らなかった。
- ・平成14年からは、グリーンボランティア、県職員によるし尿の担ぎ下しと携帯トイレの普及に向けた取組を経て、平成21年に「携帯トイレデー」がスタートした。指定日の午前8時から午後1時までは山頂トイレを携帯トイレブースとしてのみ使用を可能にしている。
- ・年間の実施日は平成21年度（2日間）、平成22年度（7日間）、平成23年度（30日間）、平成24年度（121日間）としており、現在はシーズン中ほとんどの期間で山頂トイレは携帯トイレブースとして利用されている。
- ・携帯トイレの販売は山域の休憩所、山頂避難小屋等3箇所の有人施設で行われる。加えて3箇所に無人販売箱も設置されている。
- ・回収は登山口4箇所に設置された回収ボックスにより行われる。
- ・岩手県自然保護課によるアンケート調査によると、8割以上の利用者は携帯トイレを使用しても良いと回答しており、おおむね理解を得られている。

<早池峰山の登山コース>

- ・河原の坊コース（登り3時間、下り2時間）、小田越えコース（登り2時間半、下り1時間半）

<携帯トイレブースの設置箇所>

- ・山頂のトイレ1ヶ所を携帯トイレブースとして使用。

(1) 携帯トイレ販売

早池峰総合休憩所、小田越監視員詰所、山頂避難小屋の3箇所に、「携帯トイレサポート早池峰」が販売を行なっている。さらに、河原の坊、小田越、山頂避難小屋には、無人販売箱も設置している。

■携帯トイレ販売数量の推移

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
数量	2,052個	1,472個	3,645個

（提供：岩手県環境生活部自然保護課）

(2) 携帯トイレデー

平成21年度より、「携帯トイレ使ってみでけDAY」と銘打ち、山頂避難小屋のトイレを閉鎖し、携帯トイレのみを使用可能とする取組を実施している。

<概要>

- ①携帯トイレブースの設置：期間中、山頂避難小屋のトイレを携帯トイレブース（常設3ブース）に変更。
- ②増設用として簡易テントを用意。

<周知・広報>

- ①岩手県ホームページ掲載
- ②チラシ配布288箇所（全国旅行会社、登山用品店、山岳関係団体、各自治体等）
- ③早池峰地域でのチラシ掲示

（岳駐車場、河原の坊総合休憩所、小田越監視員詰所、うすゆき山荘、小田越山荘、山頂避難小屋、峰南荘ほか）

■携帯トイレデーの実施状況

年度	実施日数	実施日	実施時間
平成21年度	2日間	6/28(日)、7/26(日)	午前8時～午後1時
平成22年度	7日間	6/25(金)～27(日)、7/1(木)～4(日)	午前8時～午後1時
平成23年度	30日間	6/25(土)～7/9(土)、7/30(土)～8/13(土)	午前8時～午後1時
平成24年度	121日間	6/10(日)～10/8(月)	午前8時～午後1時

(3) 使用済み携帯トイレの回収

小田越、河原の坊、峰南荘前、岳駐車場の4箇所に回収ボックスを設置し、6月から10月の間、回収を行なっている。

■使用済み携帯トイレの回収状況

年度	小田越	河原の坊	峰南荘前	岳駐車場	合計
平成23年度	318個	47個	12個	6個	383個
平成24年度	547個	58個	6個	16個	627個

（提供：岩手県環境生活部自然保護課）

(4) 携帯トイレに関する利用者の意見

- ①平成22年度早池峰地域保全対策事業推進協議会（事務局：岩手県環境生活部自然保護課）によるアンケートによると、8割超の人が携帯トイレを使用しても良いと回答。
- ②携帯トイレの使用については、ずっと携帯トイレのみが良いとの意見から、有料でも良いから普通のトイレが良いまで賛否両論がある。
- ③「早池峰を携帯トイレだけの山にする運動」の廃止撤廃を求める要望書が出されている。
- ④直近の利用者の意見として、平成24年「携帯トイレ等に関するアンケート集計」（別紙）を参照。

①携帯トイレ回収ボックス（小田越）



②山頂避難小屋（トイレブース、無人販売箱）



(2) 利尻山<利尻礼文サロベツ国立公園>

- ・利尻山では、登山者の増加に伴いゴミや野外排泄が目立つようになり、平成11年、利尻富士町がバイオトイレの設置を計画した。しかし、補助金制度の申請が不採択となり携帯トイレ導入の取組が始まった。
- ・取組開始当初、利尻町、利尻富士町は携帯トイレを無償配布し（年1万個）利用者への普及を図った。
- ・その後携帯トイレブースの整備が進み、平成17年「利尻山登山道等維持管理連絡協議会」が発足後、平成18年にはこれまで無料で配布していた携帯トイレを有料化した。
- ・利尻島は離島であるため、利用者の来島ルートを限定しやすく、情報提供を図りやすかった点、携帯トイレの無料配布により登山者の間でも「利尻山は携帯トイレの山」ということが周知され、全国的にも良く知られることにつながった。
- ・麓の民宿では、宿泊客に携帯トイレの利用についての説明を行うと同時に携帯トイレを販売している（1個400円）。また、コンビニエンスストアでも携帯トイレの購入が可能となっている。
- ・利尻山で携帯トイレが定着した背景には、情報提供、携帯トイレの販売、回収などの取組に地元が一体となった協力していることがある。

<利尻山の登山コース>

- ・鴛泊コース、杓形コース（登り6時間、下り5時間程度）

<携帯トイレブースの設置箇所>

- ・鴛泊コース3ヶ所、杓形コース2ヶ所

(1) 携帯トイレ販売

宿泊施設、土産店、コンビニ等にて、営業ベースでの販売が行なわれている。

■登山者数と携帯トイレ販売数量の推移

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
登山者数	9,653人	10,002人	8,824人	6,680人	6,995人	7,351人
販売数量	5,644個	5,857個	4,901個	3,711個	3,033個	3,248個

(提供: 環境省 羅内白根保護官事務所)

(2) 維持管理と利用者への周知状況

<維持管理>

- ①当初、維持管理は、町費にて町職員が実施していた。
- ②平成19年に環境省直轄整備の「木製小屋式トイレブース」が設置されてからは、利尻山登山道等維持管理連絡協議会が管理委託を受けて実施している。
→加えて、環境省アクティブレジャー、現場職員等が連携して、高頻度の巡回を行なうことで、トイレブースの清潔さが維持されている。

<周知・広報>

- ①導入時、有料化時には、雑誌掲載、船内アナウンス等、様々な媒体を通じて事前告知を実施。
→特に、山岳誌、山岳団体シンポジウムなどを通じた広報活動により、山岳関係者、登山者の間で「利尻山は携帯トイレの山」との認識が広まった。
- ②離島であることもあり、利用者への周知はスムーズに図れている。
- ③案内標識の整備、リーフレット「携帯トイレ利用ガイド」の配布を通じて、使用方法とトイレブース設置場所の告知を徹底している。
- ④ツアーを行なう旅行会社、ガイドが普及に協力的である。

(3) 使用済み携帯トイレの回収

- ①使用済み携帯トイレの回収は町営で、周辺集落のゴミ収集と併せて実施。
- ②両町で運営する焼却場で処分される。

■使用済み携帯トイレの回収状況

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
回収数	2,164個	3,541個	2,759個	1,377個	1,332個	1,287個
回収率	38.3%	60.5%	56.3%	37.1%	43.9%	39.6%

(提供: 環境省 羅内白根保護官事務所)

①木製小屋式携帯トイレ専用ブース(鴛泊コース避難小屋) ②ブース内の便座



③携帯トイレ使用状況



④トイレブースを示す案内標識(6合目)



⑤携帯トイレ専用ブースの標識

